

## 学校プール開放支援事業補助金申請のお知らせ

この補助事業は、地域団体が自主的に小学校プールの開放を行う場合に、補助金を交付し支援するため、設けられたものです。

学校プール開放支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の申請について、具体的な内容をご理解いただくために作成しております。

補助金の申請にあたっては、事前に学校プール開放を実施する学校長に、実施日や実施方法等について十分に説明し、開催内容についての理解を得たうえで申請いただきますようお願いいたします。

### 1 目的・位置づけ

地域団体が主体となり、子どもたちが夏休みに水に親しむ場を提供するために小学校プールを使用する場合、教育委員会が支援を行い、子どもたちの健全育成と健康増進に資することを目的としております。

### 2 運営形態

事業運営については、地域団体が主体となり、教育委員会との協働により実施するもので、地域の連携を深めることを目的としております、教育委員会と協力して、学校プールの自主運営にあたっていただきます。

### 3 申請できる地域団体

補助金の申請ができる団体は、PTA、子ども会、スポーツクラブ21等、青少年の健全育成などに取り組んでいる団体又は、これらの団体と共同して実施する地域団体となります。

### 4 プールの利用対象者

基本的には、当該校の児童を対象としております。

### 5 プールの開放日及び時間

夏休みの期間中で、学校教育活動に支障のない範囲で、学校長に事前に相談した上で、実施日を決定していただきます。

学校プール開放は、1回あたり3時間以内とし、1校あたり数回程度を予定しております。

プールの開放にあたっては、地域団体が自主的に運営し、プールの受付、監視、応急手当、水質管理、清掃など、子どもたちのプール利用とプール利用後の原状復旧については、責任を持って地域団体でお願いいたします。

### 6 事故発生時における対応

事故があった場合の責任は、地域団体と教育委員会で分担いたしますが、最終的には教育委員会が、責任をもって対応します。

事故に備え学校プール利用者に対するため傷害保険及び総合賠償責任保険については、市（教育委員会）で加入し、事故発生時には地域団体と協力して対応いたします。

### 7 補助金の額

17万円を上限として交付いたします。

内訳は、学校プール開放事業の運営経費として5万円及びプール監視員経費として、1回につき2万円とし、6回を上限としております。

なお、プール開放に係る光熱水費は、教育委員会で負担します。

- 8 申請期間  
6月1日(水)から8月15日(月)までです。
- 9 補助金の申請手続き  
学校プール開放支援事業補助金交付要綱(以下要綱という。)で定められている様式第1号【補助金交付申請書】に、プール開放支援事業計画書及び予算書、地域団体の規約・名簿等添付して、申請してください。
- 10 補助金の決定通知  
補助金の交付が決定した場合には、補助金交付決定通知書(要綱に定める様式第2号)を送付いたしますので、速やかに請求書(要綱に定める様式第3号)を提出してください。
- 11 補助金の支払日  
補助金は、申請後10日以内に口座に振り込む予定ですので、請求書提出時に、金融機関、口座種類・口座番号、口座名義をお知らせください。
- 12 補助事業の中止及び返還等  
補助事業が中止になり、補助金の交付が不要となった場合は、速やかに補助金を返還していただきます。  
補助事業者が偽り、その他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたことが判明したときは、この交付決定の全部又は一部を取り消すものとします。  
交付すべき補助金の額が確定した後において、不正な手段により補助金の交付決定を受けたことが判明するときも同様とします。  
なお、この場合において、補助事業の当該取り消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、返還していただきます。
- 13 補助金の報告  
補助金の交付を受けた地域団体は、事業終了後、速やかに教育委員会に事業実施報告書、収支決算書を提出していただきます。
- 14 安全管理については、  
学校プール開放安全の手引きに基づき、事業実施の参考にしていただきますようお願いいたします。
- 15 問合せ先  
尼崎市教育委員会事務局社会教育室スポーツ振興担当  
電話 06-6489-6752

以上